

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### 赤字会社の減価償却

**Q** : 当社は、今期、赤字になってしまいました。そこで、今期の決算では減価償却を行わないことにしようと思うのですが、税務上何か問題がありますか。

**A** : 会社が減価償却を行わなくても、税務上特に問題ありません。

#### 【解説】

法人税法上、償却費として損金の額に算入する金額は、償却費として損金経理した金額のうち、償却限度額に達するまでの金額とされています。

すなわち任意償却の形式をとっていますので、会社が減価償却を行わなくても法人税法上、特に問題ありません。

赤字体質の会社で、繰越欠損金が控除できずにたまっていて、控除できる見込みがない場合や、過去において繰越欠損金はないけれども今後業績が悪化し、すぐに回復できないような場合には、減価償却をしないことにより損失を繰り延べると、繰越欠損金を有効に活用することができます。

ちなみに、普通償却については、償却不足額の繰越が認められていませんから、今期減価償却を行わなかったからといって、翌年に2年分の減価償却を行うことはできませんが、各種の特別償却制度では、一定の要件を満たしていれば、償却不足額の繰越が認められますから、今期減価償却をせずに、1年間繰り越して翌年に減価償却をすることができます。

